

ち同一俸給であるという原則が貫いて
おりますので、これを取上げて審議し
て頂くのが私はよかつたのじやないか
というふうに思つております。まだ
一、二申したいことがあります。時
間が十五分でありますから、一応私の
話はこれで終ります。

○委員長(村尾重雄君) 参考人に対す
る質疑は、すべての参考人から意見を
聞いたあとで、まとめてすることに
いたします。

次に東京都愛宕中学校長野口彰君に
お願いいたします。

○参考人(野口彰君) 私は中学校長と
いう立場でこの問題を眺め且つ発言し
たいと思つてお申します。この
うした改正が行われた場合に、自分の
学校で勤めております同僚、つまり
部下の職員が十分納得して職責を尽
すというためには、校長としてどうし
たらいいか、いわゆる学校管理の立場
からこの問題を眺めてみたいと思つて
おります。それで、この一般職の職員
の給与に関する法律の一部を改正する
法律案というものを拝見いたしますと、
その提出の理由は誠に結構に拝見
いたしております。要するに、ここに
書いてありますものだけにいたします
と、今日の教職員に対してできるだ
け初任給も上げてやろう、又最高俸
も伸ばしてやろう、こういうことで
これを提案されたという御趣旨のよう
であります。その趣旨は誠に結構であ
ります。併しながら、よくこの内容を
拝見してみますと、単にそれだけの理
由ではないんじやないか、こういうた
ようなことがどうしても印象付けられ
るのであります。この点につきまし

て私どもは部内の職員をどういう工合
に納得させるかということに実は苦慮
しております。まあ学校の
教職員として日常の勤めに専念一向
それに努めて参ります者につきまし
て、何かその法律案の中に隠されてお
りますような、何か意図があるんじ
やないかといったような印象を与えま
すことは、これは教職員にとりまして
非常に不幸なことでありまして、どこ
までも真つ直ぐに表からその通り受取
つて、自分の職務に専念しておるとい
う、その態度をやはり持ち続けなけれ
ばならぬものと校長としては考えてお
ります。そこで今度の改正案にいたし
ます。そこで今度の改正案にいたし
ます。その勤める学校が違ひましても同じ待
遇をするという、この原則で、若し改
正の要がありますならば、その線に
沿つて改正して頂きますならば、これ
は誠に我々にはよく真正面から受取つて
感謝して受取るのでございしますが、従
つて人事院の勧告を拝見しますと、こ
れは我々のまだ納得のできない点もご
ざいますけれども、大体においてこの
原則に先ず従つておると我々は考えら
れるのであります。この程度ならば部
内の職員によく納得させて動かせると
いうことも、これはできるものであり
ますが、只今改正案として御提示に
なつておりますものには、どうもそ
の原則だけでは説明のできないところ
があるのでございします。それは、新し
い給与法の四級の一号から小中学校の
教員と高等学校の教員の間に先ず一号
の差がつく。そこから出発しまして、
その開きが来るということござい
ます。これに対する説明としては、理

由としては、いろいろなかたから何が
つて見ますと、第一に指適されます点
は、高等学校の一級教員の免状を獲得
するためには、新制大学を卒業した上
更に三年間の経験年数と、それから若
干の単位を必要とする、こういうこと
が、これが非常に有力な理由として述
べられておるのであります。従いま
して、それだけの高い資格を必要とす
るところの職域そのものは小中学校の
職域よりは違つておる。こういうこと
をよく強調されるようございします。

併し今日の給与の原則は、必ずしも一
級とか二級とかということに丁度即応
いたしまして俸給が格付けされるとい
うことにはなつていないじやないかと
思ひます。例えば中学校、小学校の例に
とりまして、普通免許状を持つてお
ります者とそれから臨時免許状を持つ
ておる者或いは仮免許状を持つておる者
との間には格差がございします。普通免
許状を持つております者の間におきま
しては、二級だから幾ら、一級になつ
たら幾ら、そういう格差は付けてない
のであります。従ひまして、高等学校
の一級になつたから、そこで一つの格
差を付けなければならぬということ
は、ほかにもそれに相照合するやうな改
正が行われますときは、これは私は異
議はないと思ひますが、今日ではそれ
は一つの格付けをするほどの大きな問
題ではない。併しそれだけの研修を要
する職場であるということでありま
す。その研修に要する費用といった
やうなものを適当な方法でこれを支給
するということ、これは考えられる
と思ひます。併し今のやうな原則から
考えまして、それだけを以て一つの格
差を付けるというほどの理由にはなら

ない。従ひまして、そういう理由から
職域差を付けなければならぬという
ことは、ちよつと私は承知のできない
点であると思つております。つまり
他の方法でその問題に対する格付けは
できるのじやないか、そのために一つ
の格差を付けるほどの開きではないじ
やないか。

それから、その次の職域差でありま
すが、高等学校は非常に専門的な知識
を必要とするところの教師によつて教
育される職場であり、小学校、中学校
は大体において常識的な知識技能があ
れば教育のできる職場であります。そ
こにその職場の差がある。つまり職域
差が付くのはそれが一つの理由だ。こ
ういつたやうな工合に仰せられるかた
もございしますが、併し今宗像先生から
お話をございしましたのですが、一体、
専門的に申しますけれども、例えば私
は中学校に勤めておられますから中学
校の例を申上げますと、中学校教育と
いうものは、これはいわゆるセカンダ
リー・スクールでございまして、中等
教育、高等学校の教育は、同じ中等教
育のいわゆるシニアである、中学校は
ジュニアであるというだけでありまし
て、中等教育として、いわゆる学課担
任、正しくは教科担任と申しますが、
学課担任の教育をしておるといふ点に
おきましては、中学校の教師も高等学
校と同様に専門的な知識を必要とする
のであります。殊に、法令にありま
す専門的という言葉は、いわゆる高等
普通教育という面の専門というのじや
なくて、高等学校の教育にはそのほか
にゾオケーションナルの教育をしなけれ
ばならぬのであります。その面の専門
ということがあの法令の文に漏れ出さ

れておるのであります。高等普通教
育としての高等学校のいわゆるリベラ
ル・コースの普通教育、あれを専門教
育というのはおかしいと思ひます。そ
れは高等普通教育です。従つて、この
専門的という言葉が職域の差である
とするならば、リベラル・コースの高等
学校はそれに該当しないことになりは
しないか、こうも思われるくらいであ
ります。小学校と高等学校を比べてみ
ますと、その点は今宗像先生の仰せら
れるやうに相当趣きの違いはありま
すが、中学校、高等学校を比べてみま
すと、いずれもこれは学課担任であり
まして、教室は学課ごとにできており
ます。教師はそれ／＼の学課に対しま
して専門の免許状を持つておる者でな
ければ中学校の教員にはならない。高等
学校のリベラル・コースの方面を専門
教育と言いますならば、中学校もその
意味においては専門教育と言われるの
であります。だから、そこにどうい
う差を付けますか、ちよつと納得がで
きないのでございします。

それから、一体、例えば百歩譲りま
して、同じリベラル・コースの普通
学課でありまして、非常に高い教育
を、その方面に対する高い知識を、こ
れを専門というところでありますな
らば、そういう高い知識を持った者だけ
が優遇されるべきであるかどうか。一
体、今日、教員養成の制度におきま
して、いわゆる教職課程というものが設
けられております。どんな立派な大学
を卒業しましたも、教職課程というも
のを経なければ教員としての資格を
与えられない。この教職課程というも
のはどういふことかと申しますと、こ
れは青少年の心理学であるとか、或いは

であります。

○委員(村尾重雄君) 次に岩手県盛岡第一高等学校教諭松石喜藏君にお願いいたします。

○参考人(松石喜藏君) 御紹介を頂きまして岩手県の盛岡第一高等学校の松石と申します。

多年、高等学校の教員の待遇の問題につきまして当局に要望して参つた一人でございますので、高等学校の教員という立場並びにそういう只今までの経過の立場から、この問題について詳細に申述べさせて頂きたいと存ずるものであります。特に今回の提出されました法律案につきまして、私どもの多年の要望からいいますと、誠に不十分であるというように感ずるのでござい

ますが、一応この段階でいたしまして賛意を表するものでございまして、その趣旨について大体先に申し上げておきたいと思つております。申すまでもなく終戦以来教育制度或いは機構なり或いは内容なりというものがいろいろと変革を見て参つたのであります。その内容的な部分に入つてみますと、まだ、前途多難を要する問題が内蔵されておると思つております。そういう、平素においてすら教師の責務というのは、先ほどからいろいろなことが挙げられたように、誠に複雑であり、責任も重大なものでございまして、特にこのような変転極まりない段階におきまして、我々教師の責務というものは誠に重大なものである、こういうふうな痛感しておるものであります。にもかかわりませず、教師の受けるところの社会的な待遇或いは地位というものは、いつの時代に

おきましても誠に薄いのでございまして、ほかのいろいろな部分の給与から比較いたしますと、全く本俸だけが唯一の収入であるというふうな立場において、教育職員というものの特殊性というものが何としても御当局において考慮されなければならぬ、こういうお説が先ほどの教育庁の教授のかたも申上げられたように、誠に私どもとしてもそういう感を深くしておるものであります。そういう観点に立ちました場合に、今回の法律案は、いろいろの点、或いは細部に亘りましては御批判の点もあるかも知れませんが、ともかく教育全体の、小学校、中学校、高等学校の最高号俸も、その他いろいろな点において、これが優遇の途を開いているという点におきまして、先ず第一に賛意を表するものでござい

ます。次に、昭和二十四年に国家公務員法が制定されたしまして、それ以来、人事院におきましては、これに基いて、教員の給与についてのみならず一般の官公吏の給与について速かにそのよりどころの準則を設定すべきであるといふことが明確に規定されておつたのであります。爾來四九年初めて今回その準則が出されたのであります。併しながら、遺憾ながら今国会におきましては、これを全面的に審議をし、これを立法化することが困難であるといふ事情に鑑みまして、特に最も問題になつておりますところの教員の給与の問題について、先ず取りあえずこれを立法化して、少しでも早くこの教員の不満、或いはいろいろの問題を解決いたしまして、この重大なる時局にあると

ころの日本の教育界に人材を吸収いたし、又現場の教職員の意欲を少しでも情熱を高めるというふうな施策に出られたのが今回の提案であると存じますので、私どももいたしましては、この成立を一日も早いことを祈念いたすものでござい

ます。その次に、この法律案の内容についてでございますが、これは今回人事院より勧告がございましたこの給与準則の精神に立脚いたしましたので、その長所をとり短所を補つたものであると、私どもは信ずるのであります。即ち、この表を大学と高等学校と義務制校と、いろいろ表といたしまして、それ、最高号俸では若干の差を認めただけで、全く人事院の勧告の線によつたのであります。ただ人事院の勧告におきましては、初任給並びに昇給規定は同一にいたしておりますので、最高号俸の差だけは設定いたしましたけれども、それに到達することの速度等につきましては何ら考慮が払われておらないのであります。従つて、その途中におきまして一号早く昇給をする、最高号俸は二号の差なのでありますけれども、一号だけは途中より早めるという措置を今回の立法によつて措置されたものであると存するのであります。

のであります。私は、ここに、何が故に私どももいたしましてはこの大学、高等学校、義務制の教職員の三本建の体系を主張するのであるかということと申述べたいのでござい

ます。その前に一応現在までの最近の給与体系がどのような変転を辿つて来たのであるかということをお申上げたいのであります。戦争前には御承知のように、同じ大学を出しても、中学校に行けば百十円、或いは小学校に行けば四十五円、五十円というふうな代用教員にしかたれないというふうな状態であり、或いは師範学校を卒業されたかたは、高等師範を卒業されたかたの給与の差が非常に著しい差があつた。これは確かに封建的な組立て方であつて、小学校の先生方の待遇が是正されなければならぬ、改善すべきであることは当然であつたと思つております。それが終戦後に次第に改善いたされまして、大学から小学校の教員までの給与の差といふものは、次第に減少して参つたのであります。丁度昭和二十三年のときには、併しながら同じ学歴において学校種別によるところの給与の差といふものは若干差はあつたのでござい

ますが、然るに昭和二十三年の一月より施行されましたところの二千九百円ベースの切換えによりまして、この立場は全く逆転をいたしましたのであります。即ち、当時文部省から、大学、高等専門学校、中学校、小学校という四本建の給与体系案が片山内閣を通して提出をいたされたのであります。併しながら、これは幼稚園より大学まで一本の給与体系であるべきである、同じ教育労働者としての何らこれには

差等を設けるべきではないという日教組の主張というものと、そこにいろいろ交渉が続けられまして、遂に大学と高等学校以下という二つの給与体系が設定されたのであります。而も学歴の点におきましては、師範学校は専門学校率として取扱われ、師範学校より一年学歴年数の少いものとこの差は四号の差を隔つたのであります。師範学校より上の学歴に対しては一年に對して二号の差でありまして、師範学校以上の学校に入つても入らなくてもこれは全く同じである、こういうふうな制度ができて、而も他の職歴については民間会社等においても極めて不利なような換算率が設定された。当時中学校の教員には軍隊に行つたものも相当あつたのであります。その軍歴計算についても零或いは五割というふうな非常に不利な条件であつた。又一方におきましては、師範学校の一部につきましては高等三年から入るべきものであるといふので、高等学校三年から入つたものについてもプラス一年の措置をして、スクーリングの年数を増すというふうな、いろいろ細かいことを申上げれば限りがございます。併すが、ともかくそういうような措置をいたしました結果、それまでは若干、例えば八百円とか、九百五十円とか、千五百円というふうな給与の時代でありましたが、若干高かつた高等学校の教員は、その切換の結果は、一筆に転落いたしました。高等学校の教員の八割以上のものが、一緒に中学校を卒業した、或いは一緒に小学校を卒業した小学校の先生方よりも、二号、三号或いは甚だしきに至つては五号、六号と転落して参つたのであります。な

ぜかと言いますと、経験年数、最後の学校を卒業したものの経験年数によつてのみ給与を決定したので、同じ三十五歳のものが長年勤続しておつて、非常に労苦もございましたし、そのほか十級で切換えられたとき、或いは軍隊に行つて来たこととか、或いは他の職歴に行つておつたからと言つて、学歴は高いけれども八級で切換えられ七級で切換えられたのであります。一級の差が即ち三号、四号という差をもたらしおつたのであります。この一本建給与体系を、私どもとしては敢えて魔術と申上げたいのであります。これによりまして全国の高等学校の教員の不満というものは、全国的に実は広まつたのであります。併しなから当時の混乱しておつた社会情勢のさなかでございますので、そういうようなことも、これはやはり止むを得ない事情ではあつたのであります。併しなから、これが果して正しい組合の主張するところの生活給であるか、真に生活給という立場に立つたならば、或いは二十五、六歳では結婚する、或いは三十二、三歳では子供が生れるというやうな年齢に並行した給与体系でなければならぬと私は感ずるのでございます。従つて、何が故にこの高等学校の教員の給与がこのやうに低くならなければならぬのかという疑問が非常に澎湃として起つたのであります。勿論これは高等学校の教員ばかりでなくして、先ほど野口先生もおつしやられましたやうに、中学校でも若干はございますし、併し、高等学校におきましては、学歴は、九五%は学歴の高いものです。而も他の職歴が

あるものが七〇%にも達する、こつうやうなことから、殆んど高等学校教員の全体がこれに該当して来たのであります。そこで、これを是正するためにはどうしたらよいかというので、私どもとしてはいろいろ調査もいたし、又いろいろ各御当局にも御要望を申上げたのでございます。で、勿論根本的な欠陥は、学歴構成或いは経歴構成というものが異なつてゐるところの高等学校の教員の給与というものと、高等学校の教員の給与というものを、同一の枠内において同一の物差で規定しようとしたところにある、ということが先ず第一点でございます。そこで、勿論この学歴というものは或る程度有利にし、それから他の職歴というものは有利に換算しなければならぬということがわかつたのでございますが、少くとも、この高等学校の教員、そういう学歴構成或いは職歴構成から異なるところの高等学校教員については、別枠の何らかの措置がなければ、少くともこの陥没を是正するということは困難であるということを感じたのであります。

このようにして、全国の高等学校の教員にみながつてゐるところの問題を解消いたしまして、高等学校の教育を振興するという立場から、私どもとしては、三本建の給与体系即ち職域別のおの／＼に適切な給与体系を主張して参つたのであります。その後、この不合理な給与体系の中でその根本的な改訂を叫び続けて参つたのでありますけれども、高等学校教員の九万人のこの熱願が今まで当局においても遂に取上げられる機会がなかつたのであります。五九年八月後の今日初めて人事院勧告の中にその萌芽を見出し、まして、今この立法の問題としてここに御審議頂けることになりましたことは、私どももいたしまして誠に感慨無量のものがあるものであります。日教組の幹部の方々におかれましては次第に認識を深めまして、学歴の差或いは職歴の換算率につきましては、私どもの主張と全く同様な認識を深めて参つたのでありますけれども、今なおこの職域の問題につきましては強力に反対をなさつておるようでございます。そこで、それならば、今はこれは現在の教員問題についてだけ申上げておるわけでございますが、将来の体系については又あとで申上げたいと思つたのであります。この現在の一本建の給与体系で果して可能であるかどうかという問題が一つあるわけでございます。聞くところによりまして、去る大会で、日教組のほうにおかれまして、昭和二十三年の二九ベースの當時に遡つて、それから学歴やそれから他の換算率もよくして行き、遡つて切替を直してやつたならば、これは一本建でいいのではないかと、こういう御決議もあつたやうに聞いております。併しなから、若しそれを実施するということは、法律的にも或いは予算上もそうでございますが、なか／＼至難な問題であるばかりではなく、若しそういったならば、これは當時は若干の職域における差があつたのでありますので、当然そうなりますやうな現実的な二本建給与というものが確立し、現在のやうに一号どころの問題ではなくして、数号高等学校の教員が上るやうな結果になるのでございます。

以上申上げましたやうに、過去の教員に對しましては、昭和二十三年以来の陥没を救うためにも、高等学校には適切な別個の体系が必要なのでございます。生活給という立場においてさえない、どちが困難であるといふことはこれは測定しがたい問題であるといふことは思ふのであります。併しなから、その指導するところの教材の内容なり或いは文化財の面といふことについて見た場合には、小、中、高、大と、生徒の知性の発達、段階に応じて、複雑にして高度な内容が要求されることは当然でありまして、それに即応した努力なり、能力なり研修が要求されるものであると存するものであります。我が國の從來においてもそうでありましたが、諸外國の例を見ましても、初等學校より中等學校、或いは高等專門學校、大學と、その教員になるためには、より高度の資格を要求し、より教員養成機関も高くなつておるのでございます。この事實は、上級の學校ほど、より高い学歴者を必要とすることを裏証しておるものであります。私どもは、國の教育制度は急転回いたしました、一応、新制大學を卒業いたしました者は小學校にも中學校にも高等学校にも行ける道が開かれておるのであります。併しなから免許法におきましても明らかなこと、例えば一級免状といふものを比較する場合に、小、中學校においては新大卒の程度が要求され、高等学校においては大学院一年終了以上の資格が要求されておるのであります。即ち六・三制度を強化するためには、小中學校の職域においては短大卒業の者でも新大卒と同様な研修指導力が要求されております。高等学校においては、新大

があり、青年は青年なりの特殊性があり、少年は少年なりの特殊性があつて、各々特殊性があつて、これを一つのスケールによつて、どちが大きい、どちが困難であるといふことはこれは測定しがたい問題であるといふことは思ふのであります。併しなから、その指導するところの教材の内容なり或いは文化財の面といふことについて見た場合には、小、中、高、大と、生徒の知性の発達、段階に応じて、複雑にして高度な内容が要求されることは当然でありまして、それに即応した努力なり、能力なり研修が要求されるものであると存するものであります。我が國の從來においてもそうでありましたが、諸外國の例を見ましても、初等學校より中等學校、或いは高等專門學校、大學と、その教員になるためには、より高度の資格を要求し、より教員養成機関も高くなつておるのでございます。この事實は、上級の學校ほど、より高い学歴者を必要とすることを裏証しておるものであります。私どもは、國の教育制度は急転回いたしました、一応、新制大學を卒業いたしました者は小學校にも中學校にも高等学校にも行ける道が開かれておるのであります。併しなから免許法におきましても明らかなこと、例えば一級免状といふものを比較する場合に、小、中學校においては新大卒の程度が要求され、高等学校においては大学院一年終了以上の資格が要求されておるのであります。即ち六・三制度を強化するためには、小中學校の職域においては短大卒業の者でも新大卒と同様な研修指導力が要求されております。高等学校においては、新大

卒の者でも旧大卒或いは新制大学院終了の程度の研修能力が要求されておるのではありません。かくのごとく、現在の学歴に安住することなく、更に研修を重ねねばならぬ、終戦後とかく学力低下を云々されておりますところの我が国の六・三・三制度が質的にも充実向上するものであると思ふのであります。かかる観点より、今回の立法におきましては、高校教員の給与体系を別に設けまして、職域に一号の添加措置を講じましたことは妥当であると思ふのであります。占領政策的、微温的な従来の給与体系に對しまして、日本の教育振興上あらねばならぬ一歩を踏み出したものであると、その意義は極めて重要であると思ふのであります。我々は組合人といはしまして、或いは教員といはしまして、ヒューマンズの立場から勿論できるだけすべての人々の生活待遇の向上を願ひ、又この最低生活の保障というものを常に念願し、それに努力いたしておるものであります。併しながら、それであるからといって、差別を設けるということにはすべて封建的であり、非民主的であり、反動的であるとする非難は、これは十分実情を検討して判断すべき問題であると思ふのであります。私どもは学歴を大幅につけて教育給与を一生固定するほうが却つて封建的であり、その職域差を設定することによつて、却つてこの能力なり適性に應じて、或いは生活事情によつて職域間の交流をなすことが、却つて或いは民主的であり教育の振興にも役立つのではないかと思ふのであります。高校に職域差を設けると、中学校に人材が集まらず、六・三制度が破綻されると言われるかたも

あるのであります。現在の高等学校の立場とそれと對照して御検討願ひたいと思ふのであります。現在の給与体系におきましては、旧大卒業は高等学校へ行く六・三級でございまして、大学では助教におきまして八級であり、教授におきまして十級から踏み出すのでございまして。而も曾つては私どもと同じ同僚として又師範に勤めておつたかたの大部分は現在大学に行つておるのであります。又曾つて朝鮮、台湾或いは滿洲等、旧制大学の教授をしておつたかたも現在は高等学校に来ておる人がたくさんあるのであります。大学のほうが別の体系になりまして、かくのごとく高等学校との給与差ができただけに、高等学校の教育がそれによつて破綻されるということ、私どもは未だ一度も考えたことではないのであります。中学校と高等学校との問題が、高等学校と大学にも同じような問題は存在するのであります。差別はなかなか付けにくい、だから差別がないのだというような主張は、私は常に當らないと思ふのであります。社会現象には、断続した現象よりも連続した現象のほうが私は多いと思ふのであります。昼と夜はどこで区別するかという問題につきましても、何時から昼で、何時から夜だという区別は付けにくい。併しながら、昼と夜の区別が厳然としてやはり我々は付けなければならぬのであります。今回の立法におきまして、確かにいろいろの社会におきましてはいろいろの問題がございましてあります。その問題は問題として仔細に検討を重ねまして、それによつて最も適切な措置を講ずべきもので

あると思ふのであります。そういう部分的な問題が困難であるからという理由によつて、この立法そのものもこれいけなないのだという断定は、私は早計ではないかと考えるわけでございまして。確かにこの法律は基準としての規定でありまして、その特別な場合合につきましてはいろいろと今後なお御検討を重ねましてやる必要があるのではないかと、このように私も考へておるのであります。私は、日本の労働組合におきまして、先ほども申し上げて申上げましたけれども、觀念的な階級の打破或いは差別的撤廃、或いは伝統的の破壊というようなことの觀念があまりに強過ぎるが故に、広く世界の歴史的ないろ／＼な立場、或いは日本の現在置かれておるところの事情というものの現実を即して考へて行くということが、この給与の問題についても私は必要ではないかと、このように考へるのであります。

い／＼まだございませうけれども、又御質問にお答えしたいと思ひます。いろいろお耳障りなことを申し上げましたが、以上を以て終ります。

○委員長(村屋重雄君) 次に東京都小石川高等学校教諭の成田君にお願いいたします。

○参考人(成田喜登君) 成田でございませう。こうした公聴会でのいろ／＼な発言というものが、ただ承り置くといいふうな程度に、いつもとどめられておる。そうして、その結果、おもしろく、おもしろい、話をしてもただ喋らせるだけのために喋らして置く、こういうふうな印象を近頃持ちつつあるのではないかと、このことを考へ

させられております。そういう点で、只今から申上げます点につきまして、参議院というものの特殊な、国会の第二院としての在り方からも、是非どうぞそうした多数の公述人は、そのことについて反對したにかかわらず、結果においては、その通りになつた、こういうふうな印象が与えられませんか、是非お願い申し上げておきたいと思つております。

それから、これは人事委員会ではございませうけれども、この問題は明かに大きく日本の教育全体の問題に絡まつておりますので、どうぞ議員各位におかれまして、日本の文教政策の百年の策を考へる、こういう立場で一つ十分にお聞き頂きたいと思つておるのであります。

私は、終戦後の教育において最も意義があつたことは、それは日本の学制体系の複線的なものを單線型に直したことであり、私は存じております。このことは、六・三・三・四制にいろ／＼な批判がありましようとも、日本を民主的な国家に進めて行く非常な重要な基盤を築いて来たというふうに確信を持つておるものでございませう。それと同時に、教員養成の問題に關しまして、いわゆる複線型の教員養成というものが單線型の教員養成に即断的に改められた、これも非常に大きな日本の教育に与えた明らかなるものであり、今日、実は松石君が隣りに座つておられますけれども、同じ小学校で教員をし、或いは中学校で曾つて自分らと同じ経歴である野口校長と松石君が違つた意見を述べたりするようないろ／＼な現象を今日惹起しておる。その遠因というものはどこにある

又、専二の人たち、専三の先生の人たちの一つの相題ということがかなりあると私は思う。これは大きく日教組がこの問題に鑑みて、あくまでも教員の養成は大学卒を以てやつて行かなければならない、歯を食い縛つても大学卒でやつてもらいたいというところは、自分たちが身近にいろ／＼な学問的な情ない争いを知つておるから、そのことに、かつとして、新しい日本の教育、新しい日本の教員を養成したいことは、これは皆さん方よく御承知だと思ひますが、大学出の先生というものは気が一番明るくて、高等学校の先生は暗いから面白くないと言うのです。ましてや師範学校出の先生はこちこちでどうしても仕方がないということとを言つておる。そういうふうな、日本が曾つてそういう教育をした、それが今日の非常な痛である、その善処を完全にしなければ、日本の教育はこれば明らくなつて来ない。今日、巷間叫ばれておるいろ／＼な映画の二本建、三本建というふうな、こういう、あほな言葉というものは、こうした封建的な身分意識というふうなものに對して、スーヴェニールを感じる、お互いの心の中に残つておる。曾つてお互いに皆苦しい思いをしたにかかわらず、学校種別という言葉によつてこれが今来ておる。その次に来るものは何かというところは、はつきりわかつておる。そういう段階を、大きく日本教員全体を擡まえておる日教組として明らな方向に持つて行かなければならない。こういう点を私どもとしては強く考えなければならぬと思つております。私は、今日、日教組に直接関係ある者ではございませんけれども、この点は、

私は、日教組の進んで行く方向というものについては、十分に敬意を払うべきものであるというふうな考へてゐるものであります。従つて議員諸公におかれましては、確かに私、日教組の政治活動やその他の部分につきましても、議員諸氏の参議院はそうではないかも知れませんが、衆議院などにおきましては、かなり感情を害する部分があることは、私もわかります。わかりますけれども、そのことによつて日本の教育を考へるような愚だだけは、是非犯して頂きたい。この点を特にお願いしたいと思つております。私どもは、教員の構成がどうあることが望ましいか、この点を考へた場合に、大学を卒業した者が、将来の考へ方として、小学校におつて、そこでオリソリテイになつてもいいのではないかと、中学校にいてオリソリテイになつてもいいのではないかと、そして高等学校、大学にそれ／＼のレベルを持つた人たちがいて、日本の教育全体を進めて行くということが出来るならば、これに越した結構なことではないと考へるのであります。この点で私は、六・三・三・四の維持と教員の養成の単線型というものをはつきり確認して進まなければ、日本の教育は再び明治以来の愚を犯すということを、はつきりここで申上げることが出来るのではないかとと思つております。

次に中等教育という考へ方が甚だ不明瞭に今日なつております。御承知のように文部省の課の編成は、大学・学術局、初等中等教育局というふうにはつきり分けておる。いわゆる高等学校は実は中等学校なものであります。この点、高等学校の教師から、てめえ、なぜ参議院などへ行つて言うのだというお叱りを受けるかも知れませんが、事實は明らかに事実であつて、翻訳する場合にはハイスクールと言つておりません。アツパー・セカンダリー。これは高等学校というものが明らかに中等教育であるという点をはつきり考へて頂かなければならない。なお、この教科内容の問題につきましても考へてみましても、明らかに、プライマリー・スクール、の小学校に對して、中学校、高等学校は、いわゆる教科担任制の昔の中等学校の考へ方で今日運営をいたしております。この点は、学籍簿すら、義務制と義務制でないのに分けてあるにもかかわらず、いわゆる中学校の学籍簿は全部統一した形で今日私たちがの手許に來る。中学校でこういう工合に書き込んだものがまあ高等学校に來る。ただ日本に金がないから、中学校と高等学校に分けてゐるに過ぎない。この点は、はつきり中等教育の範疇というものを、それからその教科課程というふうなものについて、少し御勉強して頂ければ、直ちに理解できることと思ひます。私どもは中等教育として、日本の制度は少くともそこまでは行かない、これは決して特殊なものではないということをなす証立立てるものとしては、この具体的な教科の問題に入つて考へてみれば明確であります。高等学校というものは特殊なものであるというところ、それは現在定時制高等学校というものを置いておられます。なお青年学級を最近挙げておられる。いろいろ意見もありますけれども、青年学級で高等学校の段階のものを教へようとする。少くとも日本の国民をそこまでレベルを上げた。こういう点に

ついてもはつきり私は御考慮を頂く必要があるのではないかとと思つております。それから高等学校の振興ということをはつきり軽石君が言われましたが、私も同感であります。高等学校の振興というところは、どういふ点にあるかという点をしつかり私は考へて頂きたい。今、私どもが現場におつて一番悩んでおる点は、大学の入学試験で悩まされてゐる高等学校の生徒であります。三年間の短い時間に、中等教育前期の教育が十分でなくて、高等学校に送り込まれて來るために、高等学校の教師は、その三年の間に、昔の中学校のレベルまで引上げるための苦勞、これは並々ならぬものがある。この点が實際高等学校の教員の苦勞であり、この振興こそが、こゝを十分充実することこそが、我々の一番の望みであります。それはどうしたらいいかというところ、結局、中学校の教育を充実して行かなければ、三年で逆立ちしてみても駄目です。中学校を是非立派ないわゆる中学校のレベルまで育てたい。その上に高等学校を引上げた場合に、初めて昔の中学校の程度まで持つて行けると思ふのです。最近、私は、組合から学校へ歸つてみまして、生徒たちが昔の旧制の五年生だけの力を持つていないという点をはつきり感じたのです。それは、やはり中等教育の弱さからです。これは、幸いなことに、今日出発時の混乱は逐次改善されておるのです。それは中学校の教師というものが、逐次良質のものによつて置き換へられつつある。こういう段階のために若干ずつ進歩して來ております。そのときに少くとも日本の中学校の教師を失望せし

めるような中学校を持つて行つたら、給与が下る。……上らないということには下ることあります。そういうような印象を与へられた場合に、中学校に行くというところについては勇氣が要る。これから先どこまで落ちるかわからない、こういう形になつたら、中学校に優秀な教師が行かなくなるのは当然だ。高等学校に人材が集まらないうことを軽石君は歎いておられました。高等学校に教師が集まらないうことは、例えば東京の場合なんか、教師はあり余つて困つておる。校長のところへ履歴書がど／＼集まつてゐる。とらうと思つたら、幾らでもとれる段階にある。高等学校の或る教科について、若干問題があるとは言へるだろう。併しその面だけを考へて、高等学校と中学校と比べてみて、高等学校に教師が行かないというところは絶対ない。これは大学の秀才でも、給料が低くても行くという氣持が、やつぱり日本のまだ遅れた封建的身分意識を持つてゐる人たちにはある。高等学校が中学校と同じだから行く者がなくなつて來るといふような馬鹿なことは絶対にない。このことは、はつきり申すことが出来ると思つております。こういう点、三本建の問題については、よほど慎重に考へて頂かなければならないと思つております。それから次に私は、大分触れてゐる点もあるのですが、文部専門員室のほうから頂きました全高教の諸君の出されております意見につきましても、私自身の見解を述べつつ話を進めたいと思つております。第一点の、高校教員の給与は同年令

の中学校の教員より低いという、こういう説明がなされております。

○委員長(村尾重雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め

○参考人(成田喜憲君) 簡単に申し上げておきます。この同年令の者よりも低いという問題は、先ほど軽石君のほうから説明がありましたような事情を聞いておきます。このとき言葉をややんと逃げておられましたけれども、中学校にも同様な人がいるわけです。現在東京の場合で、中学校に大学の卒業生が一五%おるのです。専四が一五%、これは私がこの前説明したときには、大学が一五%で、専門学校の四年制が一五%、専三は六〇%、こういう点は殖えて来ておる。こういう人たちの中に現在問題がある。私のすぐ下の文京区立の学校では、文理大の卒業生がいて、それが給与の問題で非常に困つておるのです。ただこれは軽石君の言葉を引用すれば、一〇%がひどくなつておるのです。これは、高等学校の問題であるということが出来るけれども、同時に為政者の立場というか、全体の教員から見れば、これは高等学校の問題じやなくて、いわゆるこういう学歴を持つておる人、そういう人の問題として解決をつけるべき問題であつて、これは学校の問題というふうに解釈したならば、これは非常におかしなことになつて来ると私は思つております。

それから高校の校長になる率が非常に少いということがいつも議論になつておるのですが、このことも、考え方

によりまして、先ほども野口先生からお話がありましたように、高等学校と中学校と、かなり交流がございます。中学校の校長に高等学校の教員からなるといふことは、東京などには非常に多くなつております。いい傾向だと思つておきます。中学校の校長から高校の校長に飛んだ例もございまして、これはいい傾向だと思つておきます。こういう点から考えたならば、校長というものは、中学校から高等学校まで免許状は一本だから、どこにでも行けるわけです。若干問題はありますけれども、中学校の校長に交流が若干ある。官立云々というところは、これは必ずしも無理にこのところの理由を求めなければならぬものだとするならば、議論があるように私は考えます。

恩給の問題につきましては、私ども不満でありましたけれども、この問題は一応解決は済んでおります。それから四番目に、高校の教員が通勤の条件が不利ということが述べられておられます。これは地方によつて状況差があるので、このことを言うとおのれのうち金持だから米は買わなくても済むのだ、おれは全部買わなければならぬという議論に発展する虞れがあるので、全面的に労働者が通勤費を求めて行く、こういう方向で私は解決すべきじやないかというふうに考えておられます。

高校教員は研修費、研修旅費がかかる、尤もだと私は思ふけれども、これは三本建の理由にならない。これは、私、言われてみると、八本建の理由になるのじやないかと思つておられます。幼稚園と小学校の前期、中期、後期、中学校、高等学校、大学、大学院、これは

全部に分けてやらなければ、この問題はなかなか解決がつかないのじやないかと思つておられます。研修費の問題についてはまあそういうふうな考えです。

高校以下の一本建給与体系は、高校教育を破壊すると言われております。これは言い方としては、誠に全高の諸君はナンセンスな言い方をされておるのじやないかと、私には思つておられます。それから諸外国の給与が殆んど三本建になつておることは、中学校長、高校の校長が反対を唱えております。これは先ほど申し上げましたように、初等教育、中等教育、高等教育と、この三つの形に三本建ではあるけれども、小学校、中学校はいわゆる義務制によつて差があるという考え方をとつておる。それについて、若しそれがあるならば、具体的に実例を挙げて説明をされたい。文部省の政村さんも、はつきりこのことについて言つておる。

それから免許法の基礎について問題があると申しておる。これは免許法のほうには基礎はないのだという点は、はつきり説明された。これで行くのだつたら、高等学校のほうにも一級、二級の別を設けて行かなければ筋が立たない。高等学校のほうに一級、二級と分けて行く。一級、二級はスクーリングが基礎になつておる。学歴差をつけおる。何か具体的な問題の解決がつかなければ、全高教の諸君が述べておる三本建の理由は、七本だとか、八本だとか、九本だとかになるという理由はあると思つておられますが、三本建として、中期、後期の高等学校のそこだけ取出して行くという考え方は、私は問題があると思つておられます。この点は議員諸君にお

かれても十分に私は考えて頂きたい。それじや高等学校の根本要求は何か。これを簡単に申上げておきたい。学校の根本要求はベース・アップの問題だと思ふ。これを通して頂かなければ、僅か一号ぐらいの差をつけて頂いても、今日人事院の勧告が一万五千円、この一万五千円の内容というものを分析して考えてみると、東京都の食糧の費用、五人分の費用だけしかない。一万五千、その一万五千さえないなにか実施して行けないという状況であります。生活給というものは十分に頂いていない。この点は、我々の給与を五万円でも六万円でも、そのくらいにして頂いて、そのあとで考えてみると、このくらいいいけれども、今の一万五千円、これも東京都の一月の五人家族の生計費の食糧費にしかならない給与である。そこで私は是非ベース・アップして頂かなければならない。今、大学の先生が十分食つて行けるかどうか、きれいな服又一つ買えないという状態で、こういうような状況の下に、その大学より低いところに持つて行つて、三本だ、四本だと言つても話にならない。そういう点で高等学校の教員として、全高教はこの三本建については喜ぶ気持ちがしない。それよりベース・アップをしてもいい。それから全高教と私どもと、不合理は正については考え方が一致しておる。是非不合理は正をやつて頂きたい。銀本さんも今見えておられますが、銀本さんも、高等学校の不合理の問題は感じておられる。これを片付けるために年次計画でもいいからやつてもらいたい、学歴計算の十分点も直してもらいたい、前歴計算も直してもらいたいという要求を

した。それで年次計画をやつて頂けば、今日ここに予算として三億六千万円ありますけれども、これは僅かに学歴の一・五を修正するのにまだ足りない。折角これだけの額を出して頂いたのだから結構だが、是非それを私どもが前々から文部省に要求しておる不合理は正の金に切替えて、この点十分やつて頂きたい。今、人事院の勧告の中には、三号ぐらいは調整できるといふ附則が付いておる。それを今一号だけ上げるために、何か非常に日本の教育界全体に暗い影を投げるような、明治時代に戻るような印象を与えることは、是非考えを改めて頂きたい。そうして本当に我々が前から要求しておる不合理は正をやつて頂きたい。四号でも五号でも結構だ。こういうところは、ならし一号上るといふことは、公平のようでありませうけれども、必ずしも公平ではない。でこぼこの上に雪をずつと並べたようなもので、是非参議院におかれては、それらの点を給与準則の審議の過程において、並行的にこの点を十分お考え頂いて、日本の教育の将来に暗い影を投ぜられないように、自分の良心において申上げたいと思つておられます。

○委員長(村尾重雄君) 次に東京都大塚ろう学校長古谷史映君にお願いいたします。

○参考人(古谷史映君) 実は私どものほうは非常に数が少い故を以てか、本日的人事委員会に来て意見を述べよと最初言われていたのであります。途中で、やめてくれという電話を頂きまして、併し私どものうしろに控えておる僅か約五千の教職員の代表である旨

学校長会の会長、ろう学校教育会の会長、これらの人たちが、それは困る、是非、数は少くとも、この法律が実施された場合に一番被害をこうむるのはろう盲学校であるからして、何とかして意見を述べるように取計らうから出てくれ、こういうようなお話でありまして、それはそのお話が人事委員会に通じたのかどうか知りませんが、ゆうべ八時過ぎになりまして再び出よと言われましたので、私はまとめることができなかった、ただここへ参つたのでございしますが、併し数を重んじになるのであるならば、私は今回の法律についてはこういうふうな考えるべきではないかと思つたのでございします。即ち、ここに高等学校のほうから出されておる資料にもありますが、高等学校の教員は九万と言われております。なお小学校、中学校合せて約四十二万でございします。この四十二万の教員に不愉快な思いをさせて、日本の教育を混乱させて、而も九万の高等学校の教員に一号俸上げてやつて喜ばせて、日本の教育が本當に立派になつて行くであらうかどうか。数を重んじられるのであれば、私はこの点を十分考えて頂きたいと思つたのであります。実は私は四十四学級を持ち、八十六名の教員を擁しておる東京都立大塚聖学校校長として、又、私は周りに約二十年間住んでおりますので、この小学校に私の子供が一人、中学校に一人、高等学校に二人行つておりまして、この先生たちが常に私の家へ出入りするものであります。なぜならば、私のほうはこの三つの学校からそれ／＼役員を仰せつかつておりますので、先生方がいらつしやるのでございしますが、私がこれから申

上げます意見は、単に、特殊学校の立場からだけではなくて、小学校の保護者会の役員であり、中学校の保護者会の役員であり、高等学校の保護者会の役員である、こういう立場で、是非、議員の皆様にお聞き願ひたいと思つたのであります。私は決して特殊な人間ではございません。普通教育にも経験がありまして、現在、聖育学校の仕事をしておりますけれども、私は皆さんと何ら変つた特別な人間ではございません。今申上げますように、普通の学校の父兄という立場から是非お聞き願ひたいのです。それは、今回出されたこの法案は、同一学歴に対しても学校によつて差を付ける、まとめればこういうことであらうと私は承わつておるのでございしますが、私は具体的な話を申上げますと、実は中学校に高等師範を出た井口という先生がおります。私はその学校にもとき／＼参りますが、その井口君は実にさすが高等師範を出ただけであつて、非常に熱心に教育に力を入れて、而もその中学校の中堅どころで、校長の信頼を得て一生懸命やつておる男でございします。若し今回の法案が通りますと、この第十中学校におる井口君の俸給は、高等学校に行つておる先生の同級生よりも俸給が一号安いことになる。そうしますと、その中学校の兩宮校長は、井口君に是非まだ中学校に残つておつてしつかりやつてくれ、若し井口君が高等学校に行きたいと言つたときは、立派な人間であれば俸給には大した関心を持たないでしよければ、私どもそういう人であればあるだけ、私どもとしては、私も同じやなくて、議

員の皆様方としては、是非そういう人にこそ一号俸つけてやりたい、これが私は日本の教員を優秀に、まじめに働かせるゆゑではないかと思つたのです。又とき／＼三つの小学校、中学校、高等学校の先生方が、私どもの家へ参つていろいろ雑談をすることがございしますが、又、私や家内も實際にどの学校にも行つて見るのでございしますけれども、高等学校の先生が職務が複雑で専門の知識が余計に要る、責任と非常に重いというところは、私は言えないと思つたのです。なぜならば、中学校の先生や小学校の先生は、二十四・五時間から或いは三十時間の時間を持つて、先ほど衆議院先生もおつしやいましたように、而も事務職員がいないのです。ところが高等学校の先生方は勉強をしなければなりません、大体十八・九時間を受持つて、而も高等学校には東京部におきましては三名乃至六・七名の事務職員がいます、そういう雑務はそれらの事務職員がやつておるのでございします。教育の内容そのものにつきましても、私はそういう面で研修が必要であるし、そういう面で高き知識が要る、従つて高等学校に一号俸増すのが妥当であるという論は、これは言えないのではないかと。小学校には小学校としてのいろいろ／＼な苦勞や複雑なことやいろ／＼な責任がありますし、中学校には中学校としてのそういうものがございします。こういうふうな、私どもは現実的に目のあたりにこの法律が実施されたときのことを考えて来ますと、この法律は、折角、議員さんたちが教員の給与が安いから一号俸でもよくしてやるといふ、そのお気持ちに対して

は、長く教育に携つておる者といひまして、本當に感謝の言葉以外にはないのでございしますけれども、併し一号俸ずつ附設しているから余計やらなければいけないという、その方法において、この法律は私はどうしても賛成ができませんのでございします。なお、この資料にもいろいろ／＼新聞論調とかいろいろ／＼なものが載つておりますが、併し、最近の新聞論調、即ち朝日新聞の七月三十一日の社説、又八月三日の社説、これらのものはこゝには載つておりませんが、これに對するいろいろ／＼な批評は、これは人事院の給与準則についての批評ではないか、そういうのが非常に多いと思つたのでありますが、今回三党が共同で出された法律案に対して、真向から、この法律には賛成しかねる、これは日本の教育を破壊するものであると、朝日新聞或いは読売新聞などで論じておるのであります、これを判断されるのに人事委員会の皆様にそうした論調も十分尊重して決定して頂けると思ひますが、私どもが今申上げましたように、普通教育の立場においても、私の現実の身の廻りにある人たちのことを考えてみましても、どうしてもこの法律には賛成ができないのでございします。

なお、数が少いということとかく軽んぜられがちな特殊教育の立場から申上げますと、実は聖学校、盲学校におきましては、幼稚部、小中学部、高等学部、専攻科というように、五つの部と科に分れておりますけれども、併し人数その他の関係で、これはよく附屬中学や附屬小学校、高等学校と同じだといふふうにお考え下さるのですけれども、私どもとしては、こういうお考えは實際聖学校でも一つ見て頂ければその違いがよくわかるのじやないか。その聖学校におきましては、一つの屋根の下に、幼稚部があり、小中学部があり、高等学部があり、専攻科もある。而もこの先生方は、学級数が少い関係で、中学部から高等学部、専攻科まで、国語なら国語、社会なら社会、或いは数学なら数学というものを一本に全部を一人の先生乃至二人の先生が教えておつて、これは、高等学校は高等部の先生だ、これは中学部の先生だ、これは小学部の先生だといふように、はつきりとは区別ができないのであります。これも、具体的な例を申上げますならば、私のほうの律唱科と言ひまして、耳の聴えない子供たちに音楽を教えるのでございしますが、その音楽を教える先生、或いは体育を教える先生、そういう先生方が、学級数の関係で、中学部、高等部のほうが、いわゆる高学年の生徒と一緒にその一人の先生が教へ、幼稚部、小中学部のほうは低学年として、一人の先生が教へる。又、或る学校の実情を調査しますと、一人の先生が、小学部三年生から中学部、高等学部、専攻科まで、その一人の先生で教えておるといふような実情でございします。こういうふうな点で、而も或る定数も、これは高等部の教員だからといつて、定数は、はつきりいたしません。これは中学部の教員だ、これは小学部の教員だといふふうな定数が、その部／＼によつては、はつきりしていないので、この国立の聖盲学校の先生におきまして、又、都道府県の聖盲学校におきまして、又、聖学校、盲学校として一本になつておるのでこ

ざいます。そうしますと、今度の高等
学校は、高等部だけは、高等学校に準
じて中学部は中学校に準じてこの教員
の給与を一号俸上げる、こういうふう
になりますと、一体誰を高等部の教
員として誰から誰まで上げたらい
か。人事院の給与準則の法律を、まあ
併任すればいい、そうして成るべく多
くの人が高等部の教員として併任とい
うようなこともやれるのじゃないか、
というお話もありましたけれども、併
しそういうわけには参りませんので、
これが実施には非常に困難を伴うので
ございます。なお私どものほうでは、
前に皆様方に見て頂きましたこの陳情
書について、一人の同じ高等師範を卒
業した者でも、その適性によりまし
て、中学部或いは高等部或いは小学部
と、こういうふうにするのその適性
によりまして、その部に配置してお
るのでございますが、一つの屋根の下
におつて、高等部の先生は一号俸上
るが、中学部と小学部における先生は上
らないということでは、これは私も
教員を指導激励する立場にあるもの
が、どうしてその中学部や小学部にお
る先生に、しつかりやつてくれ、しつ
かりやれば月給も上るのだというこ
とが言えるでしょうか。又、上つた高等
部の先生方にしまして、同じ屋根の
下におつて、一方は俺たちは上るが、
その人たちは上らないというふうな状
態では、決して私は人間として嬉し
くはないと思うのでございます。なお私
どもは、高等学校の教員が偉くて、中
学校、小学校の先生方はそれより低い
のだという印象を子供に与え、又父兄
に与え、又、先生方自体としても、小
学校におけるよりは高等学校へ行つたほ

うが月給が上だからというので、だ
んだん、折角今まで戦争から後、同一
学歴は同一賃金だという建前の下に、
中学校や小学校のほうへも人材がど
んどん入つて来ていたのに、今度はそ
ういう高等学校の先生になりたい、こ
ういうことになりまして、小学部や中
学部、或いは小学校や中学校の先生方
は、腰を落着けて、中学教育なり、小
学教育なりに一生懸命になつてやつて
くれるということができなくなるのじ
やないか。現在におきまして、幾分
か、高等学校のほうが偉いといつたよ
うな感じからか、高等学校の教員は非
常に志望者が多いのでございます。先
ほど成田先生もおつしやいました、
東京都においては、高等学校はもうな
かなか教員にはなれない、非常なもう
人数が多くて高等学校の教員にはなれ
ない。ところが、ろう盲学校におきま
しては、教員が非常に少いのです。そ
して教員のなり手が、田舎の、地方の
学校では教員のなり手がなくて、校長
が教員を探すのに非常に骨が折れる。
而も折角学校に来て見るといふと、高
等部の先生は一号俸高く、中学部、
小学部の先生は一号俸低いといふこ
とになりますと、現在日本全国で、ろ
う学校が九十、盲学校が七十あります
が、これらの学校を、私、全国盲学校
長会の役員をしておる立場から、殆ん
ど全国の学校を見て廻つておるので
ございますけれども、現在は小学部にお
ろうと、中学部におろうと、高等部
におろうと、どの部におろうと月給が同
じでございまして、適材適所に配置し
て、而も皆が心を一つにして、啞の、
もの言えない子供がものを言えるよ
うに、目の見えない子供たちに立派な

教育を授けているのであります。今
回この法律が出ますという、人の和
ができなくなつてしまふ。小学
校、中学校、高等学校においては、各
校棟がそれ／＼別でございまして、一
つは、高等部がございまして、一つ
の屋根の下におつて、而も同じ学歴で
あつて、而も同じように一生懸命やつ
て、而も号俸に差がつくといふこと
は、私も学校長としてはどうし
てもこの措置には堪えられない。そう
いうことで、この今回の法律が出るこ
とを知つてから、全国のろう学校、盲
学校の教員や校長諸君から、何とかし
て議員さんたちにお願ひをして、こ
ういふ法律が出ないようにしてくれ、な
お、どうしても何かの都合でどうして
も出さなければならぬならば、こ
れは学校の格付だ、格付でやれば、ろ
う学校や盲学校は、高等部はあるし、
又先ほど来、仕事の困難性と複雑性、
又、高度な学術が要するといふことで
ございますが、啞の子供にものを言わ
せよう、盲の子供に目の見える人た
ちと同等に、これは小学校や中学校や高
等学校に要する学術や技術、これ以上の
ものがろう盲学校には要するのでござ
います。而もこれは高等部の先生だけ
ではなくして、中学部も小学部も、む
しろその初めである幼稚部や小学部の
低学年においてこそ、この高度な学
術、高度な技術が要するのでございま
す。こういうところに差をつけられた
のでは、私も折角我々の先輩が血み
どろになつて、又議員の皆様方もお力
添えを下さつたと思ひますが、昭和二
十三年によりやく義務制を実施して頂
いて、この敗戦後のいろ／＼な物資の

少いときに欧米の諸国の特殊教育に負
けないだけの水準に上げねばならぬ
と、五千の教員が打つて一丸となつて
今日教育に従事している、この何とい
いますか、私の目から見ますれば、誠
に感謝に堪えない、敬意を持つて
この五千の教員が、今回この法律が出
ますればめちやめちやに破壊されてし
まう。日本の折角進歩しかけた特殊教
育が奈落の底に突き落とされることは、
これは大變な言い方ではない。私は
こういうふうな考へて、この法案につ
いては賛成できませんし、又若し何か
の力でどうしてもこれをお通しになつ
て、法律が実施されるようになります
ならば、何とか私どもの特殊教育のた
めにお力添えになつて頂きたい、こ
ういふふうな考へるのでございます。先
日赤城先生もこのことは非常に心配
したして頂きまして、高等学校は一号俸
上げ、他の小学部、中学部のほうなん
かには調整号俸で何とかできないか、
こういうふうなこともおつしやいま
したけれども、私もこの法律につ
いては、ただ単に経済的な問題だけでは
なくして、小学部、中学部或いは小学
校、中学校の先生のほうよりも、高等
学校のほうが非常に技術や素養が要
るから、一号俸上なんだ、それが上なん
だという、その精神的なものが、子供
や父兄や或いは教員自体に与える影響
のほうが大きいのではないか。このこ
とによつて、日本の、折角、小学校、
中学校、高等学校等一本に考えられて
来た教育、又そこに人事の交流もあつ
て、高等学校の先生だつても中学校に
行き、小学校の先生だつても中学校
の教育に当り、それぞれ小学、中学、
高等学校のいろ／＼な面が融合し、又

系統的に教育されておる折角戦後なり
得たこの民主的な教育の体系が、高等
学校を分離し、中学校以下を安い身俸
に置くといふことは、これらの折角戦
後日本の国に教育上出て来た最も良い
傾向をここで破壊されることになるよ
うに感ずるのでございます。時間が大
分たちましたが、そういう意味におき
まして、私も人事院の今回の勧告
のものにつきましても、やはり三本建
に考へられていて考へ方には非常に迷
惑を感じるのでございますが、なお高
等部は高等学校に準じ、中学部以下は
中学校以下に準ずればよいというよう
な、免許法とかその他の立場からそう
いうふうな取扱をされることは、今後
のろう盲教育を非常に破壊されてしま
う取扱でございまして、何とかそ
こらは、学校の格付けをするのであれ
ば、最も良いほうに格付けして頂くよ
うにお願い申上げて、私もこの法案
が実施されると非常に困る、この法案
に対しては反対である、こういう意見
を以上申述べた次第でございます。

○委員長(村尾重雄君) 次に、日本育
英会理事長関口勲さんが欠席になりま
したので、これで予定の参考人の御意
見を全部聞いたわけであります。参考
人に御質疑のあるかはお願いいたし
ます。

○富田重文君 宗像先生にお聞きいた
しますが、諸外国の給与体系で大体趨
勢はどういうふうになつておるか、ど
こが一番理想的なことになつておる
か、そういうことについて一つ。

○参考人(宗像誠也君) 私、その点、
非常に詳しく調べているわけじやあり
ませんけれども、ヨーロッパではそれ

は明らかに小学校と中学校と違うと思
います。それは伝統から言つて当然な
ので、ヨーロッパの中等学校というの
は日本の七年制高等学校のような非常
に選ばれた人の入る学校ですから、中
等学校と初等学校との給与が違ふとい
うのは当然だと思ひます。第一、呼び
方からして、中等学校、ギムナジウム
の先生はプロフェッサーと呼んで、テ
ィチャーと呼ばず、プロフェッサー
になつていきますから、それは明らか
に違ひがあると思ひます。但し同じ中
校の中で上半分と下半分とを分けるか
というやうなことがあるかどうかは私
つまびらかではありません。それから
アメリカのことですが、アメリカは各
州で非常に違ひますが、勿論ハイ
スクール、セカンダリースクール、エ
レメンタリースクールとの間で差が
ついているところはあります。けれど
ども、その結果はどういうことにな
るかというところ、アメリカの雑誌を
見ても、非常に困るのが小学校の先生が
足りないというところになっています。中
等学校の先生はむしろ場所によつては
あり余つてゐるところが小学校の先生
は足りない。そういう事実があるよう
に思ふのでありますが、私、非常に細
かい点まで存じておりませんが、十
分なお答えはできませんけれども……
○宮田重文君 同一学歴、或いは同一
の勤務年限、そういうものが同一の者
はよろしいが、社会の実情と脱合せ
て、やはり實際的に見て合致もし、理
想的なものであろうかどうかという点
について、もう少し御説明頂きたいと
思ひます。

○参事人(宗像誠也君) それは、あと
から諸先生が御意見を述べ下さいま
したが、事実、例えば一つの東京の大
塚ろう学校の中でもそのことが守られ
ないということになると、学校の中の
秩序なり、或いは秩序というより、教
育的熱意が破壊されるというふうな、
非常に身近な具体なお話がありまし
たので、私はそれで十分ではないかと
思ふのでございまして、同じ学
校の中で、小学部乃至は中学部を教え
てゐるために同一学歴、同一勤務年限
の人がたま／＼高等学校で教へてゐる
人と非常に違つた待遇を受けるとい
ふことになつては、教育的熱意が甚だ
しく低下するといふことは、私には疑
いなく思ふのであります。
○宮田重文君 勿論、そういうふうな、学
校のやうな特殊な、一つの屋根の下
に、ずっと小、中学校、高等学校まで
行つてゐるところは特殊な所である。
別になつた所であるといふふうになる
かというところ……

○参事人(宗像誠也君) 例えば私のと
ころの教育学部の学生も、卒業したし
ますと、まあいろいろの方面に出まし
て、先生になる者も若干あります。或
いは進んで中学校の教員をやりたい
といふので、好んで中学校へ行く者
があるわけですが、それは、中等教育の
下半分の、いわゆる日本の中学校の段
階が非常に重要だと、そこに自分が非常
に興味を持つからと言ひまして、そ
うして高等学校の教師でなくて、あ
えて小学校の教師を選ぶ。私どもの学
校では小学校の教員の免許状がちよつと取
りにくいものでありますから、小学校の例
は比較的少いのであります。中学校と
高等学校は両方とも取れるのでありま
すけれども、今のやうな意味を申出で
て、あえて中学校に行く者も今までに
相当あるものであります。併し、若しそ
の場合に、高等学校と中学校の間に待
遇上の違ひが出て来るということにな
りますと、そういうふうな純粋な教育
的熱意以外の別な要素からその職業選
択に影響されるというふうなことも起
り得るやうに思ひますので、これは私
は教育研究の立場からいって非常に遺
憾なことだと思つております。

○宮田重文君 任用資格に、最初、高
等学校何級、中、小学校何級という差
がありますね。そういうことについて
はどういう御感想をお持ちですか。
○参事人(宗像誠也君) その点は、
私、つまりそれをも考慮に入れた中
で、同一学歴、同一勤務年限、同一待
遇ということが十分できるわけござ
いますから、それとこれとは別な問題
じやないかと考えております。
○千葉信君 整石先生にお尋ねいた
します。まあいろいろ給与の問題等を
考へる場合に當つては、私もその問
題だけを切離して考へると、往々にし
て間違ひをしてかたやうなものです。例
えば給与の本質的な持つて行き方は、
これは私どもも、能率給体系、労働に
対する反対給付の上に立つて問題を捉
えて行かなければならぬことは勿論だ
と思ふのです。併し今諸外国の例につ
いてお話がありましたけれども、諸外
国の例を直ちに日本の場合にそれを参
考として決定したり審議したりするこ
とは、非常に危険が起つて来ると思
ふのです。それは、御承知の通り、現
在の日本の状態は、家計におけるエンゲ
ル係数の状態なんかを見ましても、ま
だ都市においては四八・八、農村にお
いては四九・一という恰好でございま

す。どこかの国の国会で、エンゲル係
数が高くなりました、それは非常に結
構でございまして、喜んで大臣が
あつたやうでございまして、(笑)エ
ンゲル係数に関する限り、これは上
つては大変でございまして、で、エンゲ
ルの言つておるところによりまして、
三〇％以上の食料費の支出をする家計
は少くともこれは貧乏人の家計だ、こ
うはつきり言つておるのです。ところ
が日本の場合には、今申し上げたやうに
四八・八とか四九・九という恰好で
ございまして、従つて、非常に現在の日本
の国民の生活水準が低いといふこと、
それから又そういう国民生活の水準が
低いといふことの中に大きな比重を占
めておるものに、公務員諸君の生活が
あります。都市の生活が農村よりも低
いといふ条件の中には、都市における
労働者、そして又労働者の給与水準
の回復の中で最も取残されておるの
は公務員諸君であります。公務員諸君
の昨年月現在における戦前の賃金の対
比を見ますと、昭和九年乃至十一年に
比して四八・一％という恰好が昨年四
月現在までの回復の状態でありまして、
従つて、非常に低い給与水準で待遇さ
れておる公務員諸君等の場合、つまり
完全なる生活給であるといふ段階、従
つて、御承知のやうに、今度出ました
人事院の勧告に対して、人事院はこ
う説明しておられます。我々としてはも
う少し厳格な意味の能率給体系、厳格な
意味の職務制に移行したかたければど
も、併し、現在の日本のこの低い給与
水準の中では、一挙にそこに持つて行
くことができないといふ考へ方に立つ
て、折衷的の給与準則の勧告を行なつ
た。これは人事院がそうはつきり説明
しております。そういう条件から考へ
ても、私も若しもこういう低い給与
水準の中にあつて格差をつけるという
場合には、そのつける格差の対象は、
余ほど厳格に、而も厳密に検討される
明確な内容のものでなくてはならぬ。
そういう意味から、私も今ここで問
題になつております三本建の給与の問
題については、非常に慎重な態度をと
らざるを得ないと思ふのです。そこで
お尋ねしたいことは、そういう考へ
の上に立つてこの法律案を眺めますと、
職域を対象として一層偉いきなり上げ
るといふやうな人事院の勧告から見
ても、人事院の勧告が到底考へることが
できなかつたやうなやり方をやつてお
る、まあそれも、あなたがおつしやる
やうに、その方法が、二九・二に切
替へるときに勤務年限若しくは学歴換
算等の不利な条件をこの際正すの
だといふことであれば、その点も我々
としては一応考へてもらいたい。併し
ここで問題になりますことは、高等学
校にその該当者が八〇％余もあるに
はありますけれども、中等学校にもあ
るやうな点も、その中等学校にある
教員諸君に対しては、整石さんの御
意見としてはこれはどうすべきであ
るか。高等学校の場合と同じやうに、こ
の人々の場合にはこの際は正す必要
があるかどうか。お考へになつてい
るのかい。その点を承わりたい。
○参事人(整石重蔵君) 生活給が未だ
確立しておらない、従つて生活給の確
立といふことは、どうしてもこれは先
ず最初に考へなければならぬという
ことは確かに御説の通りであります。
殊に生活給といふものはどこまでやら

なければならぬかという限度というものも、これも又なか／＼困難な問題だと思ひますが、そこで一つは、基本的な考え方として、やはり生活給というものを徹底して行けば、生活給というものは一体どこまで徹底されるかというところは、それは、未亡人にして、それから傷痍軍人にしても、今生きておる権利というのは平等であるというところは、皆最低の生活権の確保である。それから私は働く者の生活給という立場から、電産なら電産としての生活給というものが、やはり生活給というものの現実の上では相違があります。それはやはりおの／＼のベースというものは相違があります。我々はベースというものは当然にできるだけ高い線は確保する必要があるわけでありますが、更に、その低い生活の中においても、現実にお互いに励み合うというような、或る程度のそういうものが合理的に打立てられるならば、これは低い生活においても多少考へて行かなければならぬ。それが獲得されるまで、今の三倍、五倍になるまでは、余りほかの要素は要らないのだというような考え方ではないかというところが一つ。それから、更に申上げたいことは、この高等学校の、先ほど私が分析したのでありますけれども、高等学校の職域というものと、それから中学校の職域というものの間に、教員の学歴構成なり経歴構成の相違があるというところを申上げたわけですが、それで九五％なり七五％なりの職域構成の相違がある、そこにおける生活給というものの又特殊な考え方やはり考へなければならぬ。こういうふうに私は思ふのです。例えばまあ高等学校の教員

に、或る一つの県なら県をとつて見ましても、三十歳の高等学校の教員が百名ある。それから小中学校の教員が三十歳の者が五百名ある。その五百名の者の平均と、それから高等学校の百名の者の平均とが大体揃うようにするところ、これは總体的な生活給という見地に私は立つておると思ひます。ところが、それでは高等学校教員は他の職歴のものが皆なるから全部十割にすればいいだろう。ところが他の職歴を十割にやるといふことは、これはどの工場においても、どの会社においても他から来た者は前からの者より低く入るといふことは当然であります。どうしても十割にするといふのは適當でない。そうすれば、勢ひ、七〇％も高等学校の中に他の職歴があれば、同じ年令の者を比較したら低くなるざるを得ない。そこで何かそこに特殊なものをやつて、同じように勤務しておる、全然他の職歴のランクなくしておるものは、高等学校には十何％あるでしょう。中学校には六十何％あるでしょう。そういう今まで全然ランクのない者については、一層くらいはやはり同じ年令でも上るといふような措置をやつて、総平均は同じ年令で同じような待遇ができるということも、これは生活給という總体的な政治的な見地から立つた私は合理的な問題である、こういうふうな考へるわけでありま

す。そこで、現実の職歴の分析といふものは、やはりなされなければならぬ、こういうふうな考へるわけですが、で、過去の体系といふものは確かに小中学校では適切な給与体系であつたでしょう。併し小中学校では師範学校の卒業のかたが今まで七割、八割を占めておる。ところが専門学校、大学の卒業者は何号かそれを引上げて行くことは、余りに小中学校には適切な給与体系でないかも知れない。それで、余は高等学校においては、やはりそういう教材的に深みというものもあるもので、当然、学歴、資格というものを、相當程度考慮する、他の職歴も十分に小中学校に考慮する以上に考慮する。そうして少くとも先ほどの百名の平均と五百名の平均とが同じくらいになるようなことをすることも、これは生活給という原理に立つて私は決して妥協ではないという理論は生れて来ないと思ふのであります。

○千葉信君 議論をするには差控えたと思ひますが、御承知のように、現行の給与法の中には、この俸給表は暫定的なものであるから、合理的な改訂を速に行なうなければならぬという、国会の修正があります。これは御承知の通り、こういう修正ができました理由といふのは、独身者を除いては、殆んど現在の給与水準では、各俸給表とも、その他の諸手当を含んで標準生計費を割つていゝ、という事実が判明したところに、その修正を施した理由がある。ですから、現行の俸給表が標準生計費を割つていゝといふことになりまゝと、やはり先ず第一番目に急がなくてはならないといふのは、生計費をどうして保証するかという問題が、これが最も大きい問題だと思ひます。そういう意味から言ひますと、そういう問題を処理し、合理的な結論を出す前に、職域の問題、或いは過去に遡つてのいゝ／＼の換算上の不利な条件等を取上げて、そうして殊更に同じ職域の中にある人に差を付けるといふことは、これは余り感心はできない。そこで私があなたに直接お尋ねしている問題といふものは、先ほど申上げたように、一体、高等学校のほうの、そういう不合理な扱いを受けた諸君の場合には救済するけれども、小中学校の場合にはそれは一緒に上げなければならぬといふ御意見なのか。同じ条件の下にある人に対して上げなければならぬといふあなたの御意見なのか。それはそのままでもよろしいという御意見なのか。その点を私はあなたに承わりたい。

○参考人(堀石重蔵君) これは先ほど、どなたかの、成田さんのお話にもございましたと思ひますのですが、それから昨日提案者のほうでも御説明があつたと記憶しているものであります。が、今度御告された人事院規則において、過去五カ年八カ月に亘つて順みなかつたこの問題が、今度の給与標準則告について附則の八項の中に三号までは正措置をやられる。こういうことを講じているわけでありまゝ。従つて、これは皆さんがそれにどれだけかかるかわかりませんが、全国の教員の実態からの調査を以てそれを出されれば、それによつてこれは是正されることがあるのではありませんか。これは勿論、小中学校を取りあえず人事院として考へておられることだと思ひます。ところが、これによつて全面的な是正ができるわけではないわけ、先ほど私が申上げましたように、三号低いものもあれば六号低いものもあれば七号低いものもある。その総トータルといふものをの／＼の職域について平均したならば、高等学校のほうに、よりこの陥没の平均が大巾になるといふ事実がある。従つて今度のこの立法化は陥没を小中学校共に是正するということが第一の主目標ではなくして、提案者のほうでも話されているように、又、私どものお話するように、やはりこの職域的な職域差というものを明確に打出して、そこに結果的には従つて、なお、その人事院の措置によつて救われないところの陥没が結果的には救われる。而もそれが高等学校としては平均的に深い陥没になつていゝといふことが結果的に救われるといふことであります。

○委員長(村屋重雄君) 時間を少し無理し過ぎておりますから、簡単に：

○千葉信君 余計なことをしやべつたために感違ひされた点があるかと思ひますが、要するに私のお尋ねしていることは、簡単な質問なんです。高等学校の教員の場合には、過去に遡つてその不利益、それから不利をこうむつた点について救済し、是正をする措置を講じなければいかんと、あなたは言われていゝのですけれども、それならば、同じ条件にある中学校の先生の場合には、この法律は考慮されていゝないといふこと、これは一体、あなたはどう考へになるかといふことを……

○参考人(堀石重蔵君) その点は、陥没については小中高平等に是正しなければならぬ。これは二十三年に遡つてやれば随分相当多額の費用を要しますが、それは同感でございます。

○千葉信君 その意味ではこの法律には賛成しておらんのです。

○参考人(堀石重蔵君) この法律は、だから、今申上げましたように、陥没を是正するといふことを主とした法

律ではない。職域差を出し、結果的には、より中の広い高等学校の陥没が是正されるということになると思ひます。

○岡三郎君 私は全部の公述人の言つてゐることを総合して、現実的に予算措置が伴わなければできない、而も現在人事院勧告と、それから給与準則がすでに国会と政府に勧告されてゐるという、今この予算と別会計をどうするかという関連から考えたときに、軽石さんが考へてゐる点よりも、私は高等学校の先生方に有利なる方法があると思う。それはなぜかという、細かい点は省きますが、この法律が若しも可決されたとしても、この発効は明年一月からなんです。そうすると、その前にベース改訂と給与準則が法制化された場合には、この給与法は無効になる、そうする、我々は現在、ベースの改訂と給与準則というものが根本的に検討されて、人事院から中立的な立場で出されてゐるときに、これが実施されることがより望ましいか望ましくないかという問題になると思ふ。而もこれを実施される前に、更に陥没が是正されたら、これは一挙兩得だと思ふので、そういう点から考へると、改進黨の田中さんが当初考へてゐたところの、高等学校を中心とした残部の中小の同じ資格のある人を救済して行くという、あの三億六千万円という予算ですね、平衡交付金の中の……これは学歴を一・五、いわゆる経験年数を一とした場合に、同じ一年の学歴の場合には一・五と計算すると、短期大学と新制大学では二号俸の差が出て来るのです。そうして前歴計算を○・五というものを○・八以上にすれば、これは合せて高等学校の先生は三号俸ぐらゐるは正されると思ふのです。現在の、このやり方は、この人事委員会が決議すれば、人事院の細則によつて、我々の努力によつてはできないことではない。それを先ず速急にやらせる金がなかつたら、あるだけの措置を高くしてやつて、そうして先ず今の土台を高くしておいて、そうして一刻も早く勧告されてゐるベースを、あなたがたが言つてゐる通りに、生活給を上上げるために、先ず不合理を或る程度予算のあるうちにやつておいて、その高くなつたものから給与ベースの改訂に切替えて行けば、二号俸というものが四号俸にも値するようになつて改訂になると思う。そういうふうなことをやつて行けば、あなたの言つてゐる陥没は是正すること、それから二号俸高等学校の教員が小中学校より延びてゐると言ひますけれども、二号俸延びてゐるといふことは、一号俸上に積むというふうな方法でなくして、学歴一・五にすればすぐに二号俸は埋まるわけですね。そういうことになれば、私は給与ベース改訂の勧告がなされて、給与準則が出されてゐるということになつてゐる現在に、何も無理をして、ベース改訂が実現された際には役に立たなくなるこの法律、而も職歴によつて一号だけをおさるというふうなことに、なぜそういうふうなことに私に賛成されてゐるのか、ちよつとわからなないので。そういう点で、私は全体的な立場で、これは予算措置というものが伴わなければならぬので、この法律は、給与ベースの改訂と給与準則が実施された際には無効になる。而つて現実の問題として先生方の問題だけ

じやなくて、技能職など不合理な問題は一般職の中にたくさんある。だから、今の給与表においては不合理だから早く改訂しろ、暫定的なものだから早く改訂しろ、ということを書いてある。今度の法案にも書いてあるのです。そういう点で、私はそのような方式でやつて行けば、殆んど高等学校の先生、資格のある一部の中学校の先生が救われると思ふのです。それから、私は、職域差を論じてもあなたがたは、現実の利益を直接考へておるのですが、その点どうですか。

○参考人(榎石喜蔵君) 只今の御説については非常に私も賛成するところが多いわけですが、申しますのは、五年半も前からこの問題に對しては……

○岡三郎君 その問題についてではなしに、この職域差というものを、なぜここだけを取り出して、それだけを言われるのかというところについてお答え願ひたい。

○参考人(榎石喜蔵君) ちよつと……法律のあれにきまして意見を申し上げてゐるのであります。そうじやなくて私たちの組合の基本的な要望がどこにあるかというところの御質問でございますか。

○岡三郎君 今言うふうに、私は実際に高等学校の先生が言つたような私のケースでやつて行つたほうが救済が早いし、万一の場合にこれが飛んだ場合でも不利益にはならないし、そういうふうにしてベース改訂を早めてやるということになつて来れば、それでもう利益になるし、そういうふうに今やられてゐる予算ですね、政府の措置によつて只今上程されてゐる……これは

非常にいいことだと思ふ。三億六千万円を有効に使つて、これを基礎にして改訂した場合にそれをやられたあとで更に職域差の問題について討論しても遅くはないのじやないか。それをなぜここで職域差の問題のみを取上げて討論しなければならぬのか。その点が私はわからないのです。(議事進行)と呼ぶ者あり)

○紅霞みつ君 只今の御質問は、やはりこれは参考人にお尋ねするということよりも、立案者に対しての御質問の意味が深いと思ふのです。かたが、時間も経過しておりますし、問題は非常にあるので……

○委員長(村尾重雄君) 只今のは議事進行と同じ意味だと思ふのですが、紅霞さんの御意見に御異議ございませぬか。

○異議なしと呼ぶ者あり)

○溝口三郎君 ちよつと私、質問したいのですが……、時間が非常にない、うでございませぬから、簡単に宗像先生にお伺ひしたいのです。先ほど先生の御意見中の、中小学校、高等学校というふうな職域差をつけるのは余り必要はないようだが、給与としては、同一学歴、同一経験、同一年限というふうなものは、これは同一のレベルに……、これについては人事院が給与準則を勧告してゐるのだから、一応それを尊重して考へたらどうかというふうなふうに伺つたのですが、人事院の勧告の給与準則では一応、大学、高等学校、中小学校というふうにしてあります。が、今の御趣意のように、初任給から始まつて、同一学歴とか同一年限というふうな幅が、高等学校、中小学校とも同じになつてゐる。ずつと長く勤続し

てゐると、若干高等学校のほうが多く伸びるような幅を持たしてゐると思ひますが、その内容では人事院の規則等の運営でやつて行くというふうになつてゐるのですが、お聞きしたいのは、一応、現在給与準則で出ている高等学校、中小学校との区分は、只今私が申し上げた程度で、現在やつておるのだ、学校の格付けと言ひますが、そういうふうな区分したと思ひますが、その準則の区分のあつた方法は御賛成になつておられるのかどうか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(宗像誠也君) 私、本質的な立場から言へば、大学も一緒でいいと思ひます。大学、高等学校、中小学校の現状のままで……大学の教師の俸給がいいという意味じや勿論ございませぬ。ですから、本質的には、教育方面に全部一本で行くべきである。そして人事院勧告について、私が先ほど、この給与法改正案より、これよりも正しいと評価をした理由は、先ほど申し上げたような同一学歴、同一年限、同一俸給、この原則ですね、これを外していないという点において、この給与法改正案よりすぐれておる、そういうふうに申したので

す。

○溝口三郎君 先ほど古谷先生からお話がありましたように、問題は、長い間陥没しておるのだ、だから高等学校は一号上げるといふようなことになつた、それはどうかというふうな御意見のようございませぬが、問題は私はそこにあるのだと思ひます。当初平衡交付金で三億六千万円を計上した、そのときは、陥没が非常に多いから、陥没を救済しようという趣旨で、改進黨か

ら出されたように私は伺ったのです。国会の予算委員会等でも、改進黨の提案者の一人のかたがそういう説明をしていたのですが、これは提案者、ここにおいでになる赤城先生から、それは改進黨の人が言ったかも知れないが、この法律は高等学校の先生を一号引上げるのだというふうなふうで改進黨が言うたのは間違つておるのだ、高等学校の先生を待遇向上のために引上げるので、陥没の救済のほうまではこの法律では届かないのだということに今までなつておるから、私は問題があると思います。そして先ほど皆さんの御意見を伺つておりましたが、殊に成田先生からのお話でも、この法が通れば、全国の教員に非常に大きな影響を及ぼすから、慎重にこの法律については検討してもらつて、こういうようなことをやめてもらいたいというふうなお話であつたのでございます。そこで私は宗像先生にお伺いしたいのです。この法律は国家公務員法の給与に關する法律なんです。国家公務員の教員になるかたは、大学のかたが二万三千人、高等学校のかたは七百人、小学校、中学校の人は三千人、現在、大学、高等学校、中小学校というものの給与は、大学の先生は三万三千円程度、高等学校は一万六千、中、小学校のかたは一万二千八百円程度、国家公務員の一般職のかたと大体レベルは同じで、一応、大学、高等学校、中、小学校というものは、陥没状態は、国立学校については、そうたくさん六割とか八割とか……文部大臣は四割と言つたが、それもはつきりした統計はないのだと思うが、少くとも私は国立学校の教員のかたにはそういうものがないの

だ、現在今申上げたような一万六千とか一万二千というふうなことで、大体今のベースでは、一般の職員、公務員等々と均衡は私にとれていて、それは多いか少ないか、宗像先生も先ほど、是非全般的レベルを上げよう、それも私も前から主張もしておるのだし、今度給与ベースの勧告が出ましたのも、大蔵大臣は、物価が横すべりだからどうもそうすぐ上げる必要もなさそうだ、二十七年あたりから横すべりであるからというふうなことを言つておられたが、それは間違つておる。現在の給与のあの不合理性というものが、六級、七級、八級というところが、これは標準生活費を割つておるのだ、七級、八級のところは、標準生活費を二割五、六分も割つておるような給与体系になつておる。だから私もその不合理を直せということをお願いしたいので、そういう不合理は是正して主眼点にして今勧告を出された。全体平均しました給与ベースの引上げは一割三分九厘となつておりますが、今、私が申上げたような六級、七級、八級のところは一割八分ぐらい上げておる。それを私は不合理を合理的に是正するのが先第一だと思ひます。それをやれば、今の国立学校の教員のかたの全般を通じたレベルは上つて来る、その一助になつて来る。そこでこの法律は国立学校の教員に適用する法律なんです。地方の職員のかたは数々御意見を伺つても、地方に陥没もあるのだから、それを是正する必要があるので、無論これはあると思ひます。そのため高等学校は陥没でない人もおるか

ら一級上げるのだということがいいかどうかという問題があると思ひます。それは国家公務員の給与の法律ができれば、それを基準にして地方の公務員の給与は定める、各府県の条例で定める場合に、各府県は国家公務員の給与を基準にして、各府県の地方の実情を斟酌してきめればいい。そういうことを各府県で、現在、職級を、二十六年の二月十一日とかまでに教職員の特例法ですか、そういうふうなことで特例のようになつております。が、そういうものはつきりした統計もない。そういう不公平が非常にあつて、大体私は現在の国立学校の給与体系というものは、そう不均衡や不合理はないと思ふのだが、それに影響する地方の教員の方々の問題は非常に大きいから、現在そう不均衡でもないし、不合理でもないし、この国家公務員の給与の法律を地方を元にしてそれで直せということになつたら、多いか少いかわからんけれども、やらなくてもいいということをやらせられるような気がするの、そこにも割切れないところがあるのですが、大体、宗像先生にお伺いしたいのは、国立学校の教員のかたは、先ほど来お話があつたようなそういう陥没状態が非常にあるのだ、そういう現在の給与体系を置いて、国立学校の高等学校の職員を一級上げなければいかなうな理由をお考えになつておるかどうか。そのことをお伺いいたしておきたいと思ひます。どうも問題がこんがらがつて、地方のために国家公務員法の法律を改正しなければいかなうな実情になつて来た。先ほど岡先生からお話もありましたが、陥没状態は正の問題は、別

途に私は考えられる問題もあるのじやないか。そうして中間階級のいわゆる中だるみというふうな点については、これは是非とも合理的に改正して、上のほうも下のほうも均衡がとれたような法律にすることを差迫つてやらなければならんと思つておるのでございませうが、国家公務員の職員の立場からこの法律を改正すべきかどうかということをお伺いしたいと思います。

○委員長(村尾重雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め。

○参考人(宗像誠也君) 五分も申上げることがあるかどうか、私はよく知らないのですが、お話のようにこの法案が問題になつてゐるのは、国立学校、公立学校の職員だけが問題でなく、これが基準になつて地方公務員たる先生の給与が大きく左右されるという点にあると思ふのです。で、国立学校の教員に關しましては、その中における高等学校、中学校、小学校の不合理は正ということよりも、もつと非常に大きく地方公務員たる地方の先生に比べて国立学校の先生全体の給与がひどく低いということが、一番の問題だと思つておるのです。私の申し上げることはそれだけでございます。

○委員長(村尾重雄君) 参考人のかたはお忙しい中を有難うございました。本日の人事委員会はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

昭和二十八年九月二日印刷

昭和二十八年九月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局